

研修3

(公財)介護労働安定センター 事業案内

福祉・介護職員等処遇改善加算について

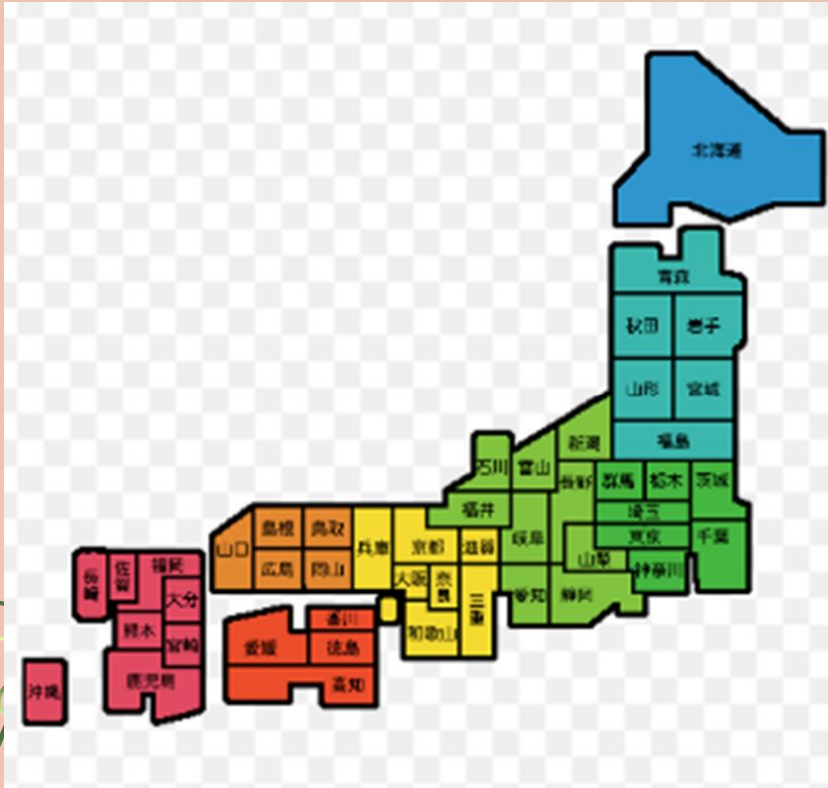


公益財団法人 介護労働安定センター広島支部

《 事業案内 》



組織展開



当センターは、東京に本部をおき、47都道府県全てに支部を設置しております。

また、各支部には、

「介護労働サービスインストラクター」

「介護能力開発アドバイザー」

「介護労働コーディネーター」

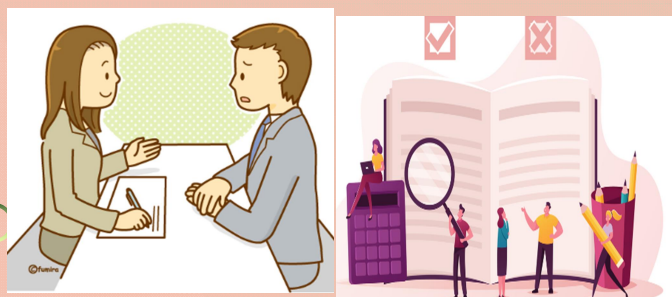
を配備し、事業所を支援させていただいております。

働きやすく働きがいのある職場づくり支援 【 相談援助 】



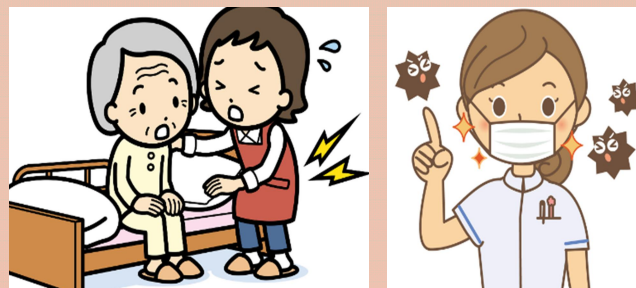
職場環境改善の支援 (雇用管理等に関する相談)

- 人事制度
- 賃金体系
- 就業規則
- 労働時間
- ハラスメント
- 処遇改善加算



健康確保の支援 (健康管理やメンタルヘルスに関する相談)

- 腰痛予防
- 感染症予防
- メンタルヘルス対策



キャリア形成支援 (研修コーディネート事業)

- キャリアプラン
- キャリアパス構築
- 研修体系の構築、
階層別研修について
- リーダーの育成方法



上記に関し、社会保険労務士をはじめとした様々な専門家と同行し、相談・支援を無料で行っています



介護の魅力発信・総合的な情報提供

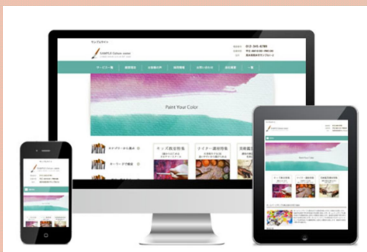
介護労働実態調査

●介護分野における雇用管理状況、離職率等の情報公開



介護の魅力発信動画の放映

●当センターホームページ、ハローワークでの情報公開



介護の日の取組 (11月11日)

●労働局・ハローワークと連携し、「介護就職デイ」の取り組み



介護労働懇談会

●介護関係の行政機関、事業者団体等との情報交換・共有



販売図書等のご案内

●各種図書販売
●機関誌(ケアワーク)発行
●介護情報サイト(care-net.biz)



上記情報等については当センターホームページからご確認いただけます

介護人材の養成、専門性の向上支援

【 講習会・研修・セミナー 】



介護人材の養成

- 介護労働講習(実務者研修含む)
- 生活援護従事者研修
- 介護職員初任者研修



スキルアップ研修

- ニーズに合わせた研修(高齢者虐待・身体拘束防止、認知症ケア等)
- 各種指定講習(喀痰吸引、医療的ケア、同行援護・強度行動障害)他



出張研修 (オーダーメイド)

- オーダーメイドの研修(介護技術、コミュニケーション技術、接遇マナー等)



事業主・中間管理者 向けセミナー・講習

- ICT活用、BCP策定
- 介護経営セミナー
- 処遇改善加算等
- 介護報酬改定セミナー
- 雇用管理責任者講習



各種講習会・研修・セミナーについては当センターホームページからご確認いただけます

毎年40名程度の受講生が
実務者研修の資格を取得し
県内の事業所へ就職！
就職率は95%以上
(実習先や就職ガイダンスへ
ご協力いただける施設を募集中)

7

令和8年度 福祉・介護職員等処遇改善加算

～令和7年度と令和8年度の変更点～

福祉・介護職員等処遇改善加算の変更点

項目	～R8.5月	R8.6月～
要件の追加	—	「★令和8年度特例要件」追加
加算Ⅰ及びⅡの細分化	—	それぞれ「イ」「ロ」の2段階
対象サービス拡大	—	計画相談支援、障害児相談支援、 地域相談支援(移行・定着) 追加
加算率変更	—	全サービス加算率アップ
キャリアパス要件Ⅳの目標年収	440万／年1人以上 又は 例外的説明理由	460万／年1人以上 又は 職場環境等要件14以上(例外的理由 は廃止)
★職場環境等要件(加算Ⅲ・Ⅳの 個数)	各区分1つ以上、生産性は 2つ以上	各区分1つ以上、全体で8つ以上
「★誓約」対象の要件	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ 職場環境等要件	左記に加え、キャリアパス要件Ⅳ、 令和8年度特例要件

福祉・介護職員等処遇改善加算の要件

要件	加算 Ⅰイ	加算 Ⅰロ	加算 Ⅱイ	加算 Ⅱロ	加算 Ⅲ	加算 Ⅳ
①月額賃金改善要件	●	●	●	●	●	●
②キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）	●	●	●	●	●	●
③キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）	●	●	●	●	●	●
④キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）	●	●	●	●	●	—
⑤キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金）	●	●	●	●	—	—
⑥キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）	●	●	—	—	—	—
⑦見える化要件（WAM NET）	●	●	●	●	—	—
⑧職場環境等要件	●	●	●	●	●	●
⑨令和8年度特例要件	—	●	—	●	—	—

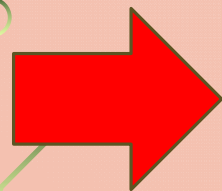
令和8年度特例要件

生産性向上や協働化に係る取組として、以下の(ア)又は(イ)の取組を行うとともに、(ウ)の取組を行ってること。

(ア)職場環境等要件(全28項目)のうち、⑮・⑰に加え、3つ以上(計**5つ以上**)の取組を実施する(又は8年度中の実施を「誓約」する)

(イ)障害福祉サービス等事業所が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること ※令和8年5月時点で広島県内に本法人はない

(ウ)処遇改善**加算Ⅱ口**の加算額の**1/2以上**を基本給等の改善に充てる
(加算Ⅱの区分がないサービスの場合は、加算Ⅰ口の1/2)



「職場環境等要件を5つ以上取組み、加算Ⅱ口(又は加算Ⅰ口)で算出した額の1/2以上を毎月に充てる」

職場環境等要件①(各区分・加算毎の必要個数)

取組項目	項目数	～R8.5月		R8.6月～		
		加算 Ⅰ・Ⅱ	加算 Ⅲ・Ⅳ	加算 Ⅰ・Ⅱ	加算 Ⅲ・Ⅳ	
入職促進に向けた取組	4	2つ 以上	1つ 以上	2つ 以上	1つ 以上	合計で 8つ 以上
資質向上やキャリアアップに向けた支援	4	2つ 以上	1つ 以上	2つ 以上	1つ 以上	
両立支援・多様な働き方の推進	5	2つ 以上	1つ 以上	2つ 以上	1つ 以上	
腰痛を含む心身の健康管理	4	2つ 以上	1つ 以上	2つ 以上	1つ 以上	
生産性向上のための取組	7	3つ 以上 ^⑱	2つ 以上	3つ 以上 ^⑱	2つ 以上	
やりがい・働きがいの構成	4	2つ 以上	1つ 以上	2つ 以上	1つ 以上	

○ 職場環境等要件②(他の要件との関わり)

選択個数	選択時の際のルール	関係する要件
5個以上	⑮⑰(生産性)を含む	令和8年度特例要件
8個以上	各区分1つ以上 かつ 計8つ以上	加算Ⅲ・Ⅳの職場環境等要件
13個以上	各区分2つ以上 かつ 生産性3つ以上	加算Ⅰ・Ⅱの職場環境等要件
14個以上	—	キャリアパス要件Ⅳ(460万職員が出来ない場合)

各要件の「誓約」について

「誓約」がついている要件	令和7年度 誓約期限	令和8年度 誓約期限
キャリアパス要件Ⅰ	令和7年度中(令和8年3月末迄に)	令和8年度特例要件を満たすに限り、 令和8年度中(令和9年3月末までに)
キャリアパス要件Ⅱ	令和7年度中(令和8年3月末迄に)	令和8年度特例要件を満たすに限り、 令和8年度中(令和9年3月末までに)
キャリアパス要件Ⅲ	令和7年度中(令和8年3月末迄に)	令和8年度特例要件を満たすに限り、 令和8年度中(令和9年3月末までに)
キャリアパス要件Ⅳ	—	令和8年度中(令和9年3月末までに)
職場環境等要件	令和7年度中(令和8年3月末迄に)	令和8年度特例要件を満たすに限り、 令和8年度中(令和9年3月末までに)
令和8年度特例要件 (ア)(ウ)	—	令和8年度中(令和9年3月末までに)

事業所からのご相談のお申込について



雇用管理・能力開発等のご相談は、次のいずれかにて承っております。
まずは、お気軽にご相談ください。

①お電話でお申込み

②当センターホームページより直接各種セミナー等のお申込み。

③ホームページより「無料相談申込」をダウンロードし、FAXにてお申込み。

【お問合せ】

(公財)介護労働安定センター広島支部

介護労働安定センター
広島支部

検索

令和5年度 厚生労働省交付金事業
専門家にアドバイスを受けてみませんか！
無料相談のご案内
～『魅力ある職場づくり』を応援します！～
オンライン相談も可

こんなご相談ありませんか？

雇用管理等に関する相談（1事業所6時間まで）
介護事業所の事業主や管理者の方々に、雇用管理に関する課題解決について、社会保険労務士・中小企業診断士・コンサルタントなどの専門家に相談します。
・人事制度 勤労者・経営者・人事労務など
・賃金・労務 労務・労務管理・労務労務など
・労務管理 労務管理・労務労務など
・労務管理 労務管理・労務労務など
・労務管理 労務管理・労務労務など

健康管理やメンタルヘルス等の相談（1事業所4時間まで）
介護の現場で働く方々の働きやすい職場環境づくりをお手伝いするため、看護師・理学療法士・作業療法士・心理士などの専門家に相談します。
・健康管理 健康管理・労務労務など
・メンタルヘルス/メンタルヘルス ストレスの軽減方法や精神衛生の確保など

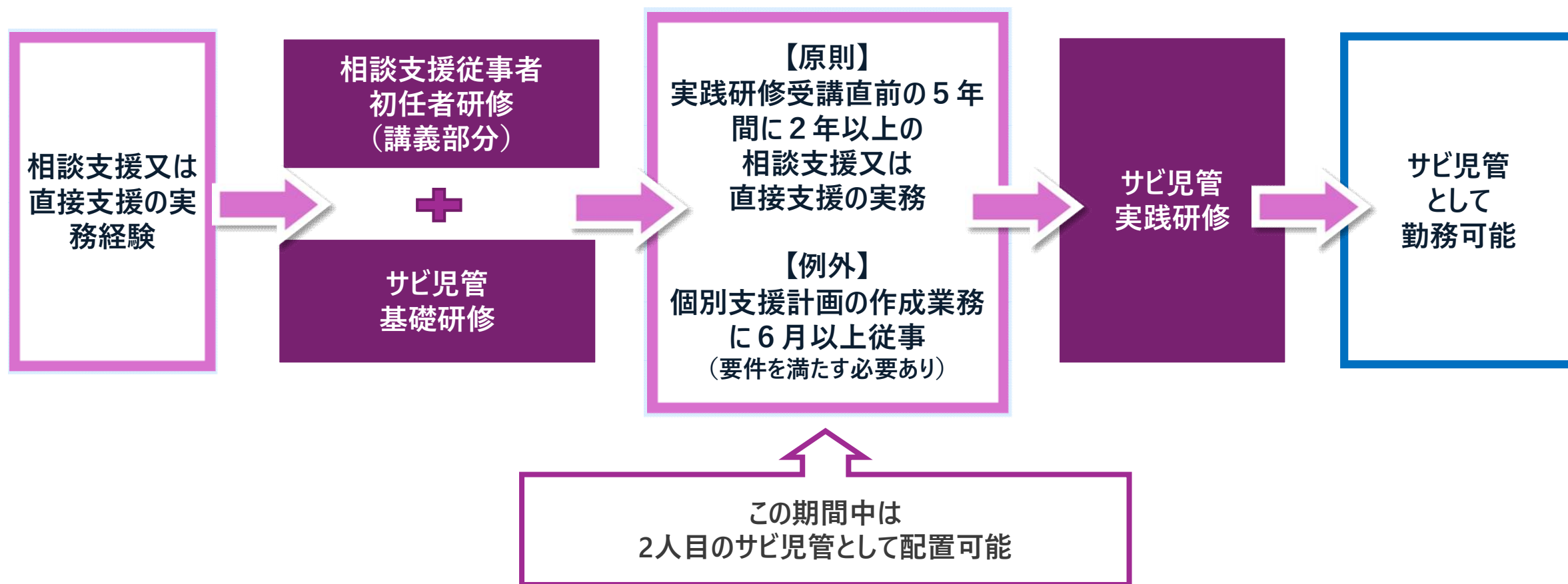
教育・研修にかかわる相談
職業能力（介護職員の研修・スキル）の向上を目指し、介護事業主の抱える課題についてアドバイスします。
【ご相談事例】
・研修計画の策定・リーダー研修の開催・キャリアアップの研修・研修会場の活用した研修計画の策定
・研修計画の策定・研修計画の策定・研修計画の策定・研修計画の策定

お申し込み・お問い合わせ先
公益財団法人 介護労働安定センター 広島支部 担当：北村、星野
TEL:082-222-3063 FAX:082-222-3703 E-MAIL:hokushino@kakecenter.or.jp
※相談料は、当センター事務局より、各事業所にてお支払いください。
※お申し込みは、当センター事務局より、各事業所にてお支払いください。

研修4

サービス管理責任者等の研修制度の取り扱い等について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（サビ管・児発管）になるまで



① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④**(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを**原則**として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合**には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

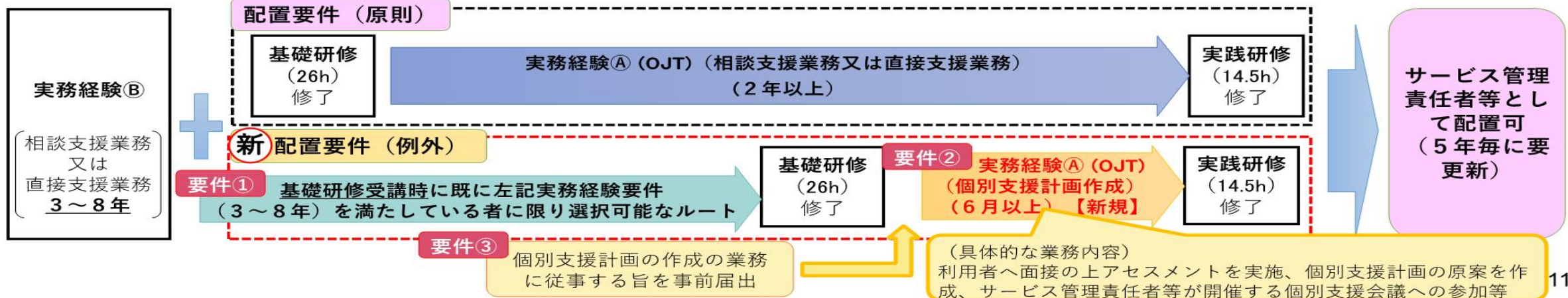
【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件④**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
 - やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。
- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

研修修了要件



記 載 例(障害児関係事業所等)

指定障害児通所支援事業者
指定変更届出書
指定障害児入所施設

障害児関係事業所変更届

令和 年 月 日

指定権者 様

所 在 地 広島市〇〇
名 称 株式会社〇〇
代 表 者 広島 太郎

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

指定内容を変更した 事業所・施設	事業所番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
	名 称	指定障害児入所施設〇〇
	所 在 地	広島市〇〇
	事業等の種類	〇〇
変更のあった事項・書類		変更の内容
1	事業所・施設の名称	(変更前)
2	事業所・施設の所在地(設置の場所)	
3	申請者の名称	11 児童発達支援管理責任者 氏名: 広島 花子 生年月日: 昭和〇年〇月〇日 住所: 広島市〇〇
4	申請者の主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項 証明書又は条例等	
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所 であることを証する書類	(変更後)
8	事業所の平面図及び設備の概要	11 児童発達支援管理責任者 氏名: 広島 花子 生年月日: 昭和〇年〇月〇日 住所: 広島市〇〇
9	建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	
10	事業所・施設の管理者の氏名、生年月日、住 所及び経歴	氏名: 廿日市 花枝 生年月日: 昭和〇年〇月〇日 住所: 廿日市市〇〇
11	事業所・施設の児童発達支援管理責任者の氏 名、生年月日、住所及び経歴	
12	運営規程	
13	障害児通所給付費等の請求に関する事項	※廿日市花枝は基礎研修修了者であり、〇月〇日より 個別支援計画作成の一連の業務に従事しています。
変更年月日		令和 5 年 7 月 〇 日

該当者が個別支援
計画の作成業務に
従事している旨記載
すること

- 注 1 該当項目番号を○で囲むこと。
2 変更内容がわかる書類を添付すること。
3 変更の日から10日以内に届け出ること。
4 事業所は、指定を受けている事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される
事務所を含むものとする。
5 障害児通所給付費等とは、障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費及び
障害児入所医療費をいう。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式は広島県のホームページに掲載しています。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/ken-syu.html> (実践研修の項目)

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

(厚生労働省資料抜粋)

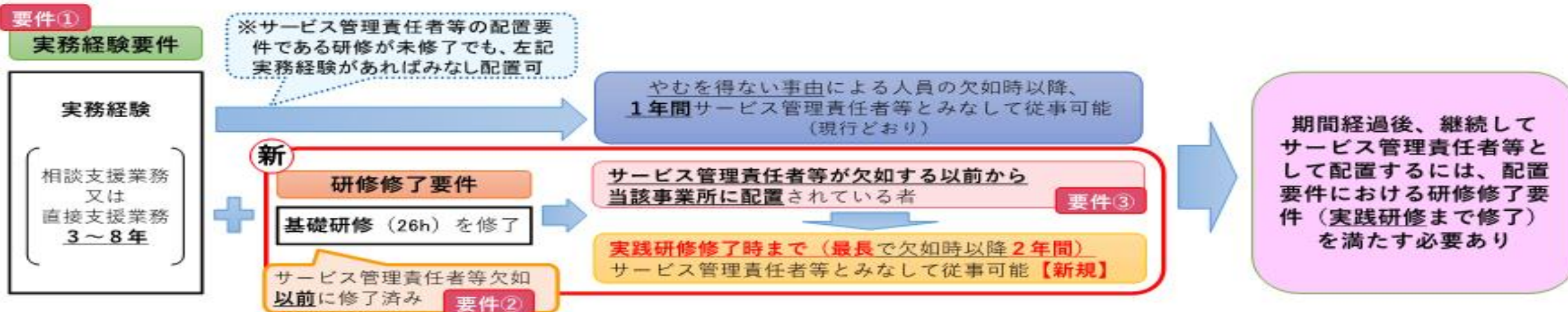
② やむを得ない事由による措置について

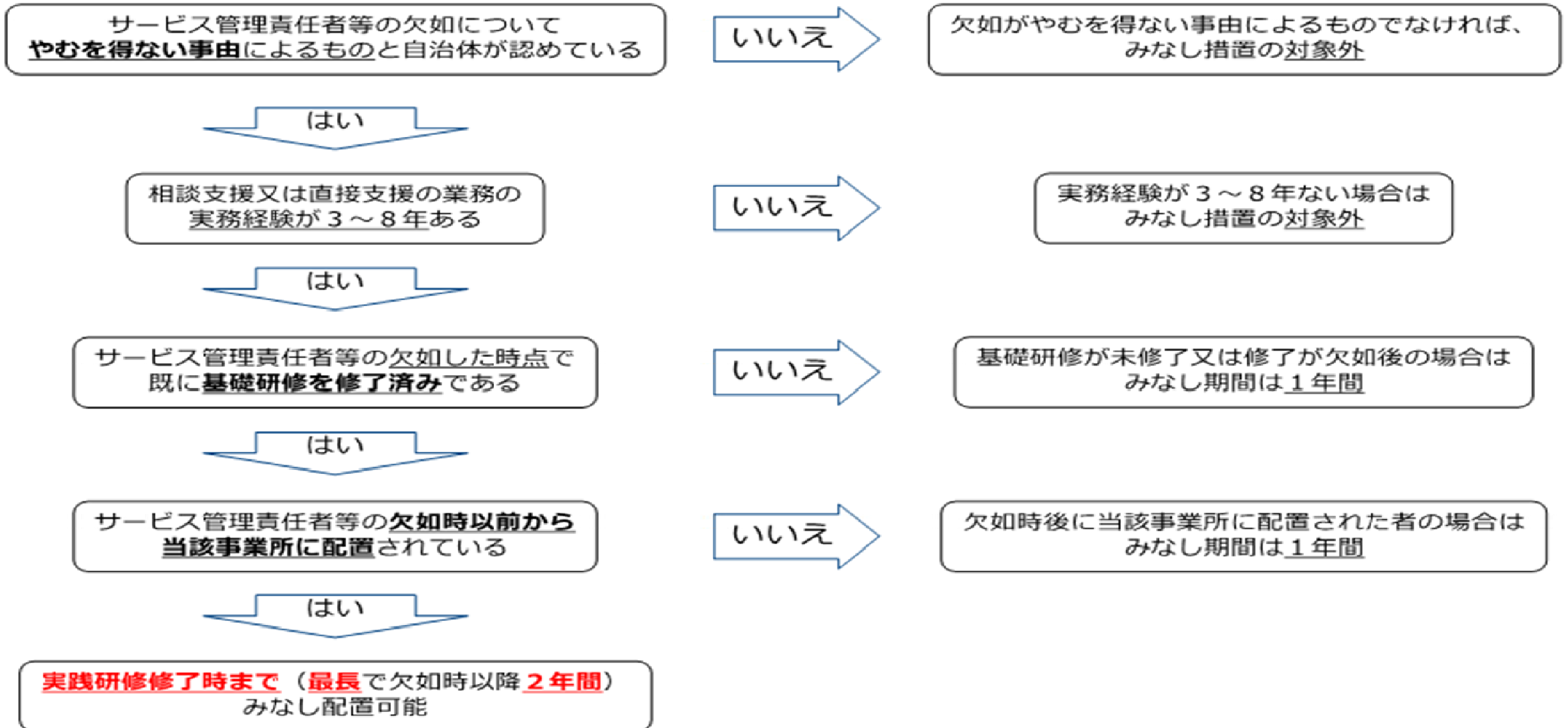
- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）**サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

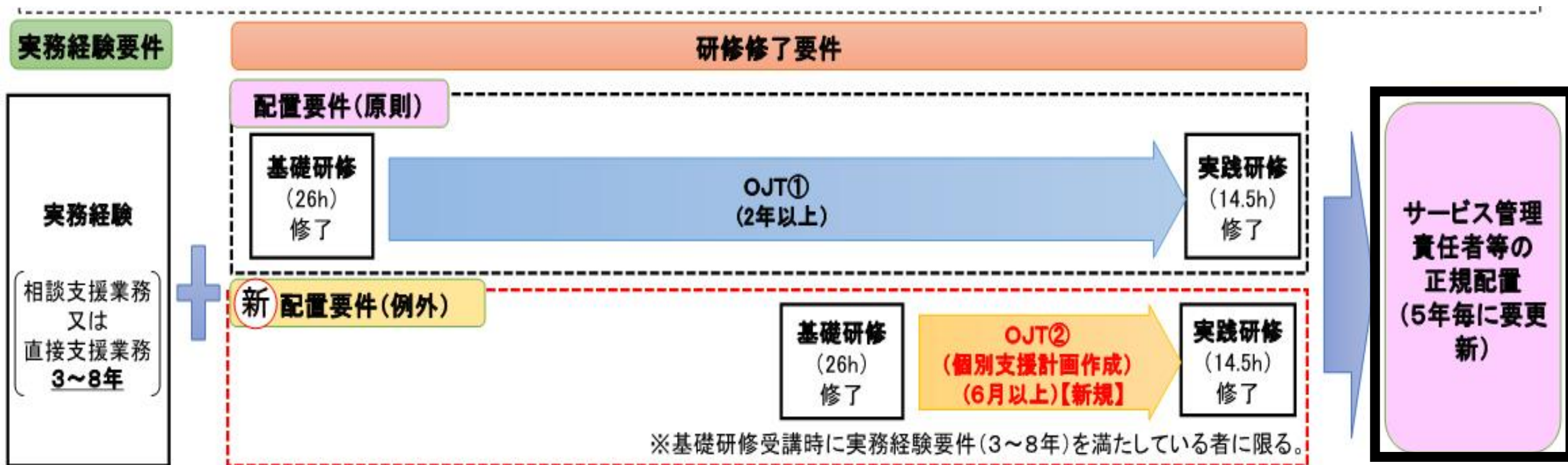
- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修**を修了済みである。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。





（厚生労働省資料抜粋）

サービス管理責任者等の更新研修について



※要件

- ① 実践研修修了後、更新研修受講前の5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者（障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等）・相談支援専門員の実務経験がある。
- ② 現にサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員として従事している。

サービス管理責任者等の専門別研修について

- 令和元年度に、分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施することに改正された。
- なお、共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、専門コース別研修を実施して補完する。（任意研修）

コース名	留意点
意思決定支援	・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」とそれに基づく意思決定支援を学ぶもの。 ・当該ガイドラインにおいては、相談支援専門員やサービス管理責任者等が意思決定支援責任者として相互に連携して意思決定支援会議を活用しながらチーム支援の要として意思決定支援を行う枠組みが提示されている。
障害児支援	・児童期の支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。 ・従来より相談支援従事者に対しては障害児支援コースが設定されていたところ。 ⇒ サビ管・児発管にとっては新設、相談にとってはカリキュラム改定
就労支援	・就労支援の基本姿勢やポイントと支援のマネジメントプロセスを学ぶもの。 ・相談支援従事者、サービス管理責任者双方にとって新設のカリキュラム。

※広島県においては、令和8年度は「障害児支援」、「意思決定支援」及び「就労支援」を実施予定です。

○障害児支援：令和8年8月20日（木）予定

○意思決定支援：令和8年10月9日（金）予定

○就労支援：令和8年12月15日（火）・16日（水）予定

【募集予定：各コース約2か月前頃から】

【広島県ホームページ】

トップページ＞ 組織でさがす＞ 健康福祉局＞ 障害者支援課

令和 8 年度広島県相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修について

2 実務経験について

- ・ サービス管理責任者の実務要件
- ・ 児童発達支援管理責任者の実務要件

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/kensyu.html>

【問い合わせ先】

社会福祉法人尾道さつき会 研修事務局

TEL：082-275-5445（問合せ受付時間：9:00～17:00）

研修5

障害福祉職場サポート センターについて

障害福祉職場サポートセンターひろしまを 令和8年9月1日(火)に開設します！

障害福祉サービス事業所等のみなさまが、人材確保・定着、介護テクノロジーの導入などで感じている課題やお悩みの解決に向けて幅広くワンストップでサポートします！

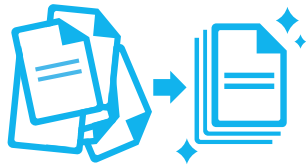
こんなお悩みありませんか？

人材確保・定着



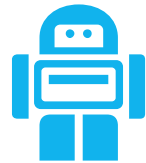
募集をかけても人材がなかなか集まらない
人材定着に向けて取り組みたいけど
何から始めたらよいか

業務負担の軽減



職員負担を減らすため
業務改善、効率化
に取り組みたいが
どこに相談したらよいかわ
からない

テクノロジーの導入



介護テクノロジーを
導入・活用して
職員の業務負担を
軽減させたいが、何を
すればよいかわからない

サポートセンターでは事業所のみなさまに次の支援を行っています

サポート センター の 支援内容	個別相談	人材確保・定着、業務改善、生産性向上に関するお悩みなど、 様々なご相談を受け付けています。
	セミナーの開催	業務改善や生産性向上、人材確保につながる 各種セミナーを実施しています。
	専門家派遣	業務改善や生産性向上、働きやすい職場づくりに向けた アドバイザーを派遣（スポット支援）します。 例）ITコーディネーター、社労士、中小企業診断士 等
	機器の導入・活用支援	テクノロジー（ICT・介護ロボット）の導入に向けて テクノロジー活用相談や試用貸出を行います。
対象		広島県内にある障害福祉サービス事業所等
利用料		無料

ぜひお気軽にご相談ください！

障害福祉職場サポートセンターひろしま(福サポひろしま)

住所：広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内



社会福祉法人
広島県社会福祉協議会

Tel:082-236-3375

Mail:fuku-sc@hiroshima-fukushi.net URL:https://care-robot.org/fukusapo (準備中)



公益財団法人
介護労働安定センター
広島支部



一般社団法人
日本福祉用具供給協会
中国支部 広島県ブロック